

事業主の皆さんへ

学生アルバイトの労働条件を確かめましょう！

Check

アルバイトを雇用する際に 労働条件通知書等を交付していますか？



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」

労働条件の確認が不十分であると **トラブルの発生** につながります

アルバイトの労働条件等で何らかのトラブルがあった	高校生 32.6%	大学生等(※) 48.2%
アルバイトをする際に労働条件通知書等の交付がなかった	高校生 60.0%	大学生等(※) 58.7%

〔出典〕大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査(厚生労働省:H27)※大学生等は経験したアルバイトを複数回答しているため、
高校生に対するアルバイトに関する意識等調査(厚生労働省:H28) アルバイトの延べ件数がベースの数値

労働者への労働条件の明示は法律で義務づけられています アルバイトを雇う際も労働条件の明示を必ず行いましょう

(労働条件通知書の作成例は裏面を参考にしてください)

※特に重要な6項目については、書面を交付する必要があります

- ①労働契約の期間に関すること
- ②期間の定めがある契約の場合、更新の有無・更新する場合の判断基準など
- ③就業の場所、従事する業務
- ④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務に関すること等
- ⑤賃金の決定、計算と支払い方法、締切と支払の時期
- ⑥退職に関すること(解雇事由を含む)

〔労働基準法第15条〕

県の労政事務所では、事業主の皆さんからのご相談もお受けしています
アルバイトの労働条件や関係法令に関するご質問・ご相談がありましたらご連絡ください

労働相談窓口

・東信労政事務所 ☎ 0268-25-7144

・南信労政事務所 ☎ 0265-76-6833

・中信労政事務所 ☎ 0263-40-1936

・北信労政事務所 ☎ 026-234-9532

長野県(労働雇用課)

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
TEL 026-235-7118 FAX 026-235-7327



しあわせ信州